

○新潟県老人福祉法施行細則

平成5年3月31日
新潟県規則第47号

〔老人福祉法施行細則〕をここに公布する。

新潟県老人福祉法施行細則

(平12規則120・改称)

老人福祉法施行細則(昭和38年新潟県規則第78号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第2条 法第14条の規定による届出は、別記第1号様式によるものとする。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、別記第2号様式によるものとする。

(平7規則4・平12規則120・一部改正)

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、別記第3号様式によるものとする。

(平12規則120・一部改正)

(老人デイサービスセンター等の設置の届出)

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、別記第4号様式によるものとする。

(老人デイサービスセンター等の変更の届出)

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、別記第5号様式によるものとする。

(平12規則120・一部改正)

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、別記第6号様式によるものとする。

(養護老人ホーム等の設置の届出)

第8条 法第15条第3項の規定による届出は、別記第7号様式によるものとする。

(養護老人ホーム等の設置認可申請書)

第9条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第8号様式によるものとする。

(養護老人ホーム等の供用開始の届出)

第10条 法第15条第3項又は第4項の規定により設置された養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(新潟市の区域に設置されたものを除く。)の設置者は、その施設を事業の用に供したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平8規則14・一部改正)

(養護老人ホーム等の変更の届出)

第11条 法第15条の2第2項の規定による届出は、別記第9号様式によるものとする。

(平12規則120・一部改正)

(養護老人ホーム等の廃止等の届出)

第12条 法第16条第2項の規定による届出は、別記第10号様式によるものとする。

(平12規則120・旧第13条繰上・一部改正)

(養護老人ホーム等の廃止等の認可申請)

第13条 法第16条第3項の規定による認可の申請は、別記第11号様式によるものとする。

(平12規則120・旧第14条繰上・一部改正)

(有料老人ホームの設置の届出)

第14条 法第29条第1項の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。

(平12規則120・旧第15条繰上・一部改正)

(有料老人ホームの変更の届出)

第15条 法第29条第2項の規定による届出は、別記第13号様式によるものとする。

(平12規則120・旧第16条繰上・一部改正、平21規則38・一部改正)

(有料老人ホームの廃止又は休止の届出)

第16条 法第29条第3項の規定による届出は、別記第14号様式によるものとする。

(平21規則38・追加)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第23号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第120号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第53号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第120号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第52号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第40号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第38号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第20号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。